

# ショートステイ湖の花 概要

## ( 事業の目的 )

社会福祉法人楽樹が実施する指定（介護予防）短期入所生活介護事業は、要介護（支援）者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に作成された居宅サービス計画に基づき、本事業が適切に利用できるよう、事業所の生活相談員・看護職員及び介護職員等の従業者が、要介護（支援）者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

## ( 運営方針 )

- (1) 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、事業所サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを旨とする。
- (2) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業所）、居宅サービス事業者、他の介護保険事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## ( 事業所の名称等 )

事業所の名称及び所在地等は次の通りとする。

名称	ショートステイ 湖の花	所在地	滋賀県大津市衣川二丁目27番1号
電話	077-572-3006	FAX	077-572-4187

## ( 通常の事業の実施地域 )

通常の事業の実施地域

和邇・堅田・真野・比叡・比叡第二の地域包括支援センターの範囲内で、和邇・小野・真野・真野北・堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東・雄琴・日吉台・坂本・下阪本の各学区内とする。

## ( 職員の職種、員数及び職務内容 )

ショートステイ 湖の花に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

〈職員の配置については、指定基準以上の員数を遵守する。〉

- (1) 管理者1名 : (ショートステイ 湖の花 施設長)  
管理者職務：事業所の業務を統括する。また職員の指揮監督を行う。
- (2) 生活相談員1名 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)  
生活相談員職務：利用者の日常生活についての相談、支援、これらの計画の企画立案および入退所に  
関する業務を行う。
- (3) 介護職員27名以上 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)  
介護職員職務：利用者の日常生活の介護、支援を行う。
- (4) 看護職員3名以上 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)  
看護職員職務：利用者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員1名以上 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)  
機能訓練指導員職務：利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (6) 介護支援専門員1名 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)  
介護支援専門員職務：短期入所生活介護計画の作成、進行管理および評価を行う。
- (7) 医師（囑託）1名 : (併設の指定介護老人福祉施設と兼務)  
医師職務：利用者の健康管理および保健衛生指導を行う。

## ( 営業日及び受付時間 )

本事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日は、年中無休とする。
- (2) 受付時間は、原則として月曜日～金曜日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

## ( 利用者の定員 )

事業所の利用定員は、10名とする。

## ( 短期入所生活介護事業の内容 )

本事業の内容は次の通りとする。

- (1) 食事・入浴・排泄・着替え等その他日常生活上の世話
- (2) 機能訓練
- (3) 健康管理
- (4) 相談及び援助
- (5) 送迎

**( 利用料等 )**

- (1) 指定 (介護予防) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定 (介護予防) 短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)」によるものとする。
- (2) 通常の送迎の事業実施地域を超えて行う指定 (介護予防) 短期入所生活介護の送迎を行った場合の片道の交通費は、事業実施地域の境界からの距離により清算する。(1kmあたり30円)
- (3) 滞在費 (居室料)、食費及びおやつ代 (別表1に定める)
- (4) **特別な食事、娯楽・行事費用、理容・美容代 実費**  
**複写物の交付 10円/通、文書料 1,000円/通、貴重品管理 1,000円/月**  
**電気製品持込み費 10円~50円/日**
- (5) その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者に負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- (6) 指定 (介護予防) 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名捺印) を受けることとする。
- (7) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出があった場合、取消料として食費相当額の費用を利用者から徴収する。

**( 事業所の利用に当たっての留意事項 )**

事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

**( 緊急時における対処方法 )**

事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

**( 非常災害対策 )**

事業所は非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行う。

**( 利用者からの苦情及び要望相談窓口 )**

利用者及びその家族からの苦情並びに要望相談窓口として下記の者が担当となり、その管理を行う。

**部長：宮 寄 司**

**( その他運営に関する )**

当事業所は、ご利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

当事業所を運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員ではありません。

当事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

令和8年4月1日現在

ショートステイ 湖の花 管理者 **柴田 恵里**

別表1

単位：円/日

	負担限度額				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
滞在費 (居室料)	880	880	1,370	1,370	3,350
食費	300	600	1,000	1,300	1,710
おやつ代	100	100	100	100	100